

令和5年1月31日より
要件を緩和しました

渋谷区介護職員 宿舎借り上げ支援事業

介護職員宿舎の借り上げに必要な経費を助成します



令和5年度

渋谷区福祉部介護保険課

渋谷区介護職員宿舎 借り上げ支援事業の概要について

渋谷区では、介護事業者に対して職員宿舎の借り上げに必要な経費の一部を助成する事業を実施しています。

1.目的

渋谷区内に所在する介護サービスを提供する事業所に対して、介護職員の宿舎の借り上げを支援して、住宅費負担を軽減することで、介護職員の働きやすい職場環境を実現し介護人材の確保定着を図ること、また、事業所による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進することを目的としています。

2.対象要件

次の①②③④⑤のいずれかの要件に該当する事業所が対象です

①二次避難所等

二次避難所*1の指定を受け、又は渋谷区と二次避難所として災害時応援協定を締結しており、かつ、介護職員の宿舎を確保し災害対応要員を配置する事業所

*1 高齢者などの要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所

②地域住民受入計画作成

介護職員の宿舎を確保し、介護保険法における介護サービスを提供するための夜勤職員が配置されており、運営推進会議において、非常災害時に地域住民を事業所へ受け入れる計画作成し、渋谷区より当該計画が承認されている事業所

③災害対応要員配置

介護職員の宿舎を確保し、災害対応要員を配置する事業所

要件
緩和

④災害時協定締結 ※地域密着型サービスのみ対象（区が設置する事業所除く）

「災害時における利用者の安否確認」及び「避難所等での介護サービスの提供」に関する災害時協定を区と締結し、かつ、介護職員の宿舎を確保し、災害対応要員を配置している事業所

⑤災害要件なし ※地域密着型サービスのみ対象（区が設置する事業所除く）

介護職員の宿舎を確保している事業所（①から④までに該当する場合を除く）

3.助成対象

対象事業所

渋谷区内に所在する介護サービスを提供する事業所で以下のいずれかに該当する事業所です。

対象要件	地域密着型サービスを提供する事業所 ※区が設置する事業所（指定管理含む）を除く	区が設置する事業所（指定管理含む）
対象要件 ①	<ul style="list-style-type: none"> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 (介護予防)認知症対応型通所介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設 通所介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 (介護予防)認知症対応型通所介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型通所介護
対象要件 ②	<ul style="list-style-type: none"> (介護予防)小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	
対象要件 ③	<ul style="list-style-type: none"> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 (介護予防)認知症対応型通所介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型通所介護 	
対象要件 ④⑤ (新設)	<ul style="list-style-type: none"> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 (介護予防)認知症対応型通所介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型通所介護 	

対象法人

対象事業所を運営する法人

対象入居者

対象事業所に勤務する介護職員及びサービス提供責任者、生活相談員です。ただし、当該事業所の運営に携わる法人の役員は除きます。

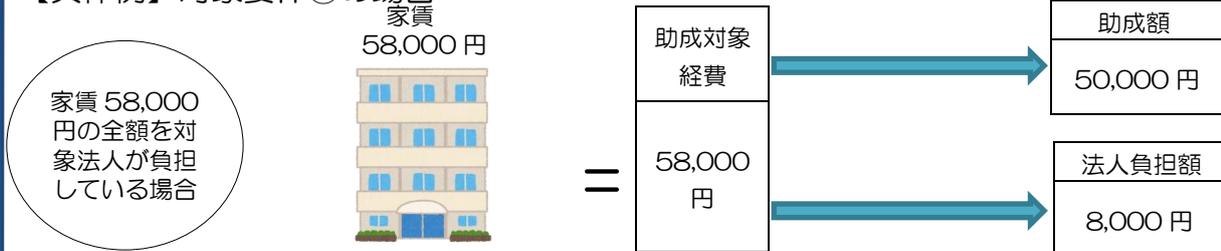
★対象入居者及び同一世帯員が住居手当等を受給している場合は対象外です。

4.助成対象経費

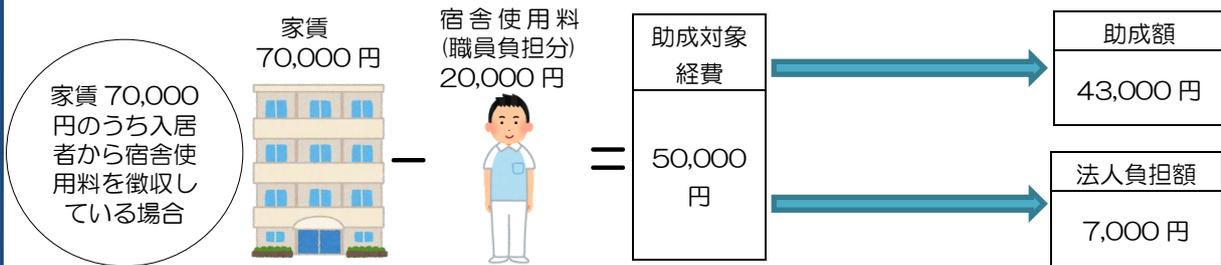
対象法人が借り上げた宿舎に対して対象法人が支出した、令和5年度における介護職員の宿舎借りに係る経費(賃料、共益費(管理費)、礼金、更新料等)が助成対象です。

ただし、入居者から宿泊使用料を徴収している場合は、当該金額を差し引きます。

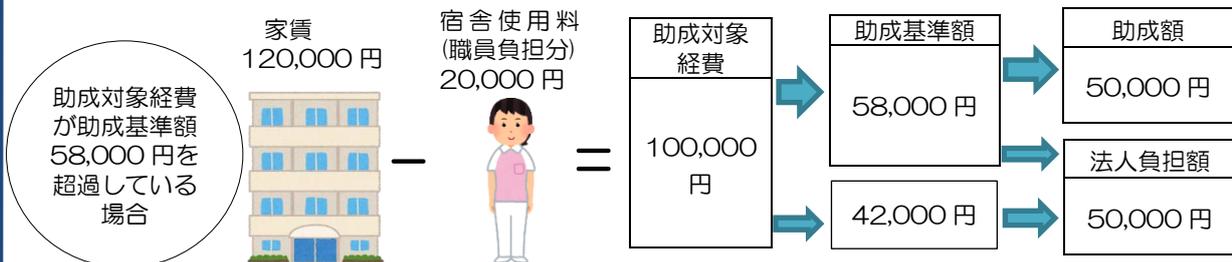
【具体例】対象要件③の場合



◆ 助成対象経費 58,000 円に 8 分の 7 を乗じた 50,000 円(1,000 円未満切捨て)が助成額となり、法人負担額は 8,000 円(58,000 円-50,000 円)となります。



◆ 家賃から入居者の宿舎使用料を差し引きます。上記例では、家賃 70,000 円のうち職員負担額が 20,000 円であるため、助成対象経費は 50,000 円となります。助成対象経費 50,000 円に 8 分の 7 を乗じた 43,000 円(1,000 円未満切捨て)が助成額となり、法人負担額は 7,000 円(50,000 円-43,000 円)となります。



※助成基準額 58,000 円を超過した経費は法人負担額となります。
100,000 円-58,000 円=42,000 円

◆ 家賃から入居者の宿舎使用料を差し引きます。上記例では、職員負担額が 20,000 円であるため、助成対象経費は 100,000 円となります。当該助成対象経費と助成基準額 58,000 円を比較し、少ない方の額 58,000 円に 8 分の 7 を乗じた 50,000 円(1,000 円未満切捨て)が助成額となり、法人負担額は 50,000 円(100,000 円-50,000 円)となります。

5.助成内容

- (1) 借り上げている宿舍が、事業所の周辺(半径 10 km圏内)にあること
(対象要件①②③④のみ。対象要件⑤は距離要件を廃止しました。)
- (2) 1 戸当たりの助成対象期間は、4 年間が上限
- (3) 対象者が入居していること
- (4) 申請上限戸数については、「令和5年渋谷区介護職員宿舍借り上げ支援事業 助成金の手引き」の P6 を参照

6.助成基準額

対象要件①②④⑤：宿舍 1 戸当たり月82,000円

対象要件 ③：宿舍 1 戸当たり月58,000円

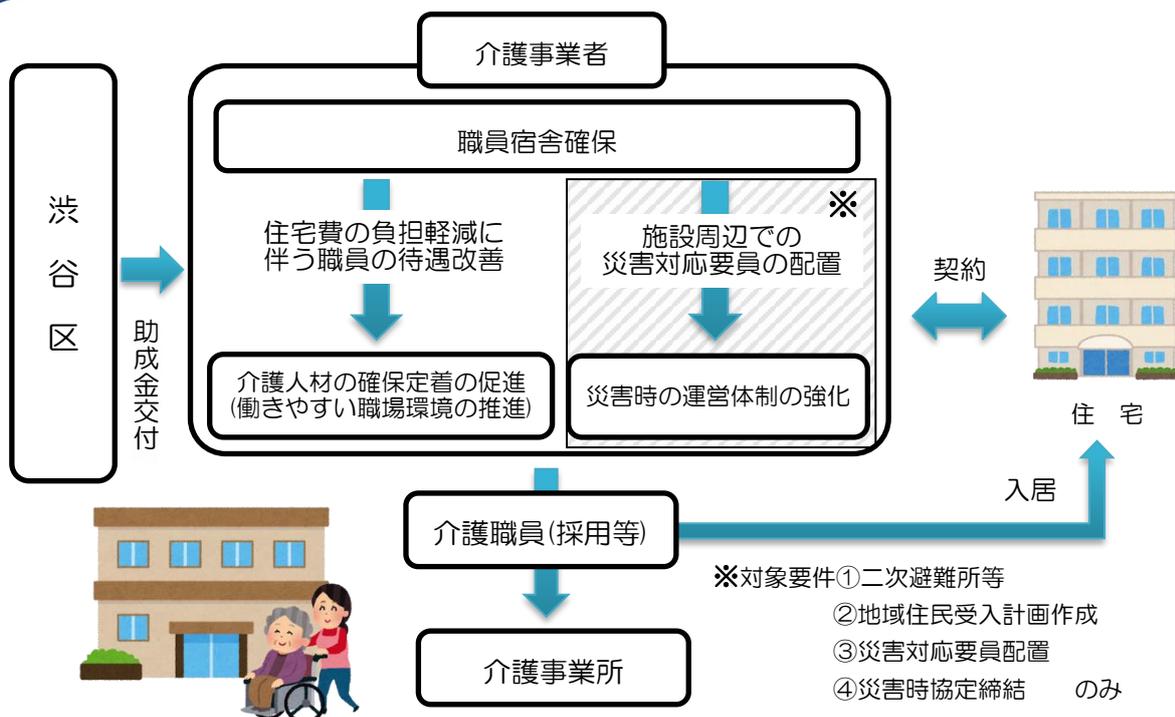
7.助成率

対象要件①②③④：7/8

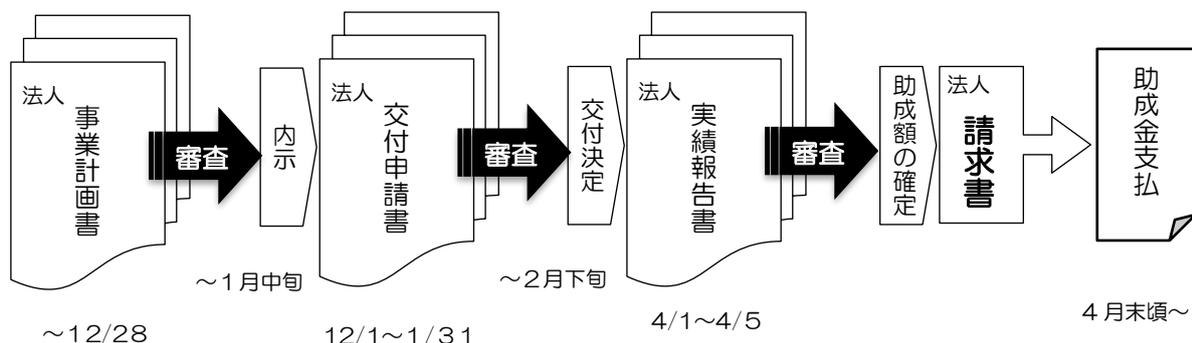
対象要件 ⑤：1/2

(助成対象経費と助成基準額を比較し、少ない方の額に7/8を乗じた金額を助成します。)

8.事業スキーム



9.実施スケジュール



10.提出書類について

手引き及び要綱に定められている様式のほか、実績報告までの間には、下記の書類が必要です。(その他必要に応じて、書類の提出をお願いすることがあります。)

- ◇ 「二次避難所」、「非常時災害地域住民受入計画を承認されている」、「災害時協定を締結している」ことが確認できるいずれかの書類(※対象要件①②④のみ)
- ◇ 法人の印鑑証明書(原本)
- ◇ 賃貸借契約書(写し)〔法人と貸主との間におけるもの〕
- ◇ 雇用証明及び入居確認書〔法人と入居者の間におけるもの〕
- ◇ 住民票
- ◇ 申請上限戸数計算シート(※対象要件①②のみ)
- ◇ 給与規定(写し)
- ◇ 就業規則(写し)(ただし、申請内容により提出不要な場合があります。)
- ◇ 誓約書
- ◇ 実績報告時雇用状況等証明書
- ◇ 給与明細書(写し)又は賃金台帳(写し)
- ◇ 振込証明書
- ◇ 借りに係る経費支払書(振込明細書の写し)
- ◇ 助成金請求書兼口座振替依頼書

11.提出先及び問合せ先

〒150-8010
渋谷区宇田川町1-1

渋谷区役所
福祉部 介護保険課 介護相談係 宿舎借上げ支援事業担当

電話 03-3463-2137
FAX 03-5458-4934